

小矢部市文化スポーツセンター（令和6年4月1日改定）

改正後			現行						
別表 (単位：円)			別表 (単位：円)						
種類		基本利用料金 (1時間あたり)	基本利用料金						
会議室(1)		400	9時 ～12時	12時 ～17時	17時 ～22時	9時 ～17時	12時 ～22時	9時 ～22時	
展示研修室		400	790	1,320	1,320	2,110	2,640	3,430	
美術陶芸室		400	790	1,320	1,320	2,110	2,640	3,430	
会議室(2)		400	790	1,320	1,320	2,110	2,640	3,430	
和室(1)		130	370	600	600	970	1,210	1,570	
和室(2)		330	260	440	440	700	880	1,140	
軽スポーツ室(1)	個人利用の場合	一般 110 児童及び生徒 60	660	1,100	1,100	1,760	2,200	2,860	
	占用利用の場合	530	560	940	940	1,500	1,870	2,430	
軽スポーツ室(2)	個人利用の場合	一般 110 児童及び生徒 60	930	1,540	1,540	2,460	3,080	4,000	
	占用利用の場合	530	軽スポーツ室(1)(2) (設備利用を含む。) 個人利用の場合 一般 100円/時間 児童及び生徒 50円/時間						
スタジオ	占用利用のみ	530	占用利用の場合 350円/時間						
トレーニング室	一般 110 児童及び生徒 60	スタジオ (設備利用を含む。) 占用利用のみ 350円/時間							
附属設備	実費を勘案して教育委員会規則で定める額		トレーニング室 (設備利用を含む。) 一般 100円/時間 児童及び生徒 50円/時間						

改 正 後	現 行
<p>備考</p> <p>1 開設の時間以外の時間に教育委員会の承認を受けて利用する場合の当該時間に係る利用料金は、この表に定める額に、その30パーセントに相当する額を加算した額とする。</p> <p>2 前項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 利用時間の短縮による利用料金の減額は行わない。</p> <hr/> <p>4 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。</p> <p>5 占用利用で冷房又は暖房設備を使用する場合の利用料金は、基本利用料金の20パーセントに相当する額を加算する。ただし、附属設備を除くものとする。</p>	<p>備考</p> <p>1 承認を受けた利用時間帯を超えて利用する場合の利用料金の額は、1時間につき、当該利用時間帯の基本利用料金の30パーセント増とする。</p> <hr/> <p>2 前項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 利用時間が単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。</p>